

神奈川県営発電所の電力受給に係る仕様書

1 適用

この仕様書は、神奈川県企業庁（以下「企業庁」という。）が所有する別添 1－1 に掲げる発電所で発電する電力の受給契約（以下「本契約」という。）に適用する。

2 対象発電所の制約事項

別添 1－1 及び 1－2 に示す。

3 予定受給電力量及び実績受給電力量

一般水力発電所の本契約期間における予定受給電力量を別添 2 に示す。また、過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度まで）の一般水力発電所の実績受給電力量及び揚水式発電所（以下「城山発電所」という。）の実績揚水電力量を別添 3 に示す。

4 発電計画及び運転計画

ア 一般水力発電所の発電計画

ダム運用及び発電所作業を考慮し、企業庁が作成する。詳細は別添 4 に示す。

なお、別添 4 の記載内容等については、企業庁と、本契約を企業庁と締結する者（以下「買受人」という。）との協議により決定する。

イ 城山発電所の運転計画

買受人が作成し、企業庁はその計画に基づく一般送配電事業者の指令により運転を行う。詳細は別添 4 に示す。

なお、利水関係者等との協議により、運転計画の内容について確認が必要と判断した場合は、企業庁は買受人に対し、当該運転計画の詳細について説明を求めることができる。

5 発電停止日数

設備の更新及び修繕に伴う、電力受給期間中の発電停止日数を別添 2 に示す。ただし、更新及び修繕の進捗等により、停止日数は変更することがある。

6 一般水力発電所

一般水力発電所が取水するダム等は国及び県が維持管理を行っており、総合的な管理と、効率的な運用のため、関係者（治水、利水、湖面利用）が相互に協調して運用を行っていることから、一般水力発電所の運用については買受人

もこの運用に協力すること。

(1) 発電計画

企業庁は、別添4の発電計画を作成する。その際、企業庁と買受人は、別添4の記載事項について協議する。

(2) 発電所への電力供給

一般水力発電所の停止中の所内電力は、本契約の対象外とする。

(3) 発電の停止・変更

企業庁は、次の事由により発電計画を変更することがある。

ア ダム・発電施設又は設備の故障

イ 災害等が発生又は発生するおそれがある場合

ウ ダム管理者及び利水者（水道事業者及び湖面利用者）からの要請

エ 水難事故等の発生による、警察機関、消防機関、水防機関又は河川管理者等からの要請

オ 下流河川の公衆安全確保に関する要請

カ 一般送配電事業者からの要請

キ 一般送配電事業者が管理する送電線設備又は配電線設備の故障

ク 電力広域的運営推進機関の供給指示等

ケ ダム・発電施設の維持管理上調整が必要な場合

7 城山発電所

多目的ダムである城山ダム（以下「下池」という。）と発電用の本沢ダム（以下「上池」という。）を使い、発電・揚水を行う。

下池は県が維持管理を行っており、他のダムとともに総合的な管理と、効率的な運用のため、関係者（治水、利水、湖面利用）が相互に協調して運用を行っていることから、城山発電所の運用については買受人もこの運用に協力すること。

また、城山発電所の運転は、買受人からの指示に基づいて行うが、その際以下の制約及び別添1－2に示す内容を遵守すること。

(1) 運転

ア 発電運転

1台当たりの出力を6万kW又は4.5万kWの設定として、最大12万kW、最小4.5万kWの運転とする。

なお、有効落差の減少に伴い、実際の出力が減少する場合がある。

イ 揚水運転

1台又は2台の台数のみを指定する運転とする。

また、2台運転を行う場合は、1台目と2台目の間隔を約30分空ける。

ウ 運転時間の単位及び運転間隔

運転は30分単位とするが、発電・揚水ともに、起動から停止までの最低運転時間は1時間以上とする。

なお、発電運転解列と揚水運転操作の間隔は1時間以上空けること。

エ 運転指示方法

別添4の運転計画を基に運転操作する。

オ 運転計画の情報提供

企業庁は、ダム管理者、湖面利用者等の下池の関係者へ運転計画を情報提供する。

カ その他

詳細については、企業庁と買受人との協議により決定する。

(2) 城山発電所への電力供給

一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づき、揚水用電力及び停止中の設備維持に必要な電力を、買受人の負担において城山発電所に供給する。過去の所内電力量の実績を別添5に示す。

なお、各電力の供給期間は、本契約の契約書（以下「契約書」という。）第4条に示す電力受給期間と同期間とする。

(3) 維持運転

買受人は、以下の維持運転に関する発電電力の受給及び揚水用電力の供給を行う。

ア 降雨運転

上池の水位が降雨により、上限水位（EL. 280.00m）を超えることが想定される場合、上池水位を下げるために発電運転を行う。

なお、運転・停止の連絡は企業庁から買受人へ行う。

<参考> 過去3年間（令和4年度から令和6年度まで）の降雨運転実績
令和4年度 1回 令和5年度 3回 令和6年度 0回

イ 試運転

発電設備等の点検及び保全作業の終了後、並びに故障復旧後に、動作確認を目的とした試運転（発電・揚水）を行う。

また、運転（発電・揚水）が一定期間行われなない場合は、設備維持を目的とした試運転を行う。（休止中の1・2号機を含む）

なお、試運転の実施時期及び運転時間は、企業庁と買受人との協議により決定する。

<参考> 過去3年間（令和4年度から令和6年度まで）の設備維持を目的とした試運転（発電・揚水）実績
令和4年度 22回 令和5年度 21回 令和6年度 2回

ウ 上池設備点検

上池設備の点検のため、点検実施日までに、水位を上限水位まで上昇させる揚水運転を行う。

<参考> 過去3年間（令和4年度から令和6年度まで）の上池設備点検年1回（12月頃）実施

(4) 一般送配電事業者からの運転指令

買受人が一般送配電事業者と締結する「余力活用に関する契約」に基づき、一般送配電事業者から企業庁に直接運転指令があった場合、運転を行う。

なお、余力活用に関する契約の詳細については10(1)アに示す。

(5) 運転の停止・変更

企業庁は、次の事由により発電及び揚水運転計画を変更することがある。

ア 運転不可とする事由

(ア) 下池のゲート放流を行う場合（点検整備放流時を除く＊）

＊点検整備放流とは、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるときに
行う放流

<参考> 過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）の放流実績を基にした年間平均放流回数 4.7回
（放流期間1回当たり 最大27日（令和元年度）、
最小1日（平成29年度（2回）及び令和6年度））

(イ) 運転によって下池水位が次の水位を行き来する場合

a 沼本ダムの水道用原水の取水に影響が出る水位

EL. 119.50m(-4.50m)

b 湖面利用の安全確保に影響が出る水位

EL. 117.00m(-7.00m)

c 津久井導水路の点検において、水道用原水の取水に影響が出る
水位

EL. 119.00m(-5.00m)

イ 運転不可又は運転を制限する事由

(ア) ダム・発電施設又は設備の故障

(イ) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合

(ウ) 大雨等による上池又は下池の水位上昇

(エ) ダム管理者及び利水者（水道事業者及び湖面利用者）からの要請

(オ) 水難事故や山林火災等の発生による、警察機関、消防機関、水防機関又は河川管理者等からの要請

(カ) 下流河川の公衆安全確保に関する要請

(キ) 一般送配電事業者からの要請

(ク) 一般送配電事業者が管理する送電線設備又は配電線設備の故障

(ケ) 電力広域的運営推進機関の供給指示等

(コ) ダム・発電施設の維持管理上調整が必要な場合

(サ) 上池及び下池の水位が運用範囲外の場合

(6) 年間許容停電電力量及び超過停電電力量

城山発電所の維持管理に必要な定期・臨時点検及び修繕等による発電停止並びに設備の更新及び修繕に必要な発電停止として、年間許容停電電力量を別添6に示す。

契約書第17条に定める超過停電電力量は、次の条件により算定する。

なお、算定値を基にした電力料金の減額措置については8(2)に示す。

ア 発電を停止した場合

$$60,000(\text{kW}) \times \text{停止台数} \times \text{停電継続時間}(\text{h})$$

イ 発電力を抑制した場合

$$60,000(\text{kW}) \times \text{抑制台数} \times \text{抑制継続時間}(\text{h}) - \text{抑制継続時間中の実績発電電力量}(\text{kWh}) \times \frac{60,000(\text{kW}) \times \text{抑制台数}}{120,000(\text{kW})(2\text{台分})}$$

ウ その他特別の事情による場合

企業庁と買受人との協議により算定する。

8 電力量料金及び電力料金

(1) 料金の納付期限

契約書第25条第2項の納付期限は、同条第1項で確認した月の翌月10日(10日が金融機関休業日の場合はその翌営業日)とする。

(2) 城山発電所の停電による電力料金の減額

契約書第17条に定める超過停電電力量が発生した場合は、契約書第22条の規定に基づき、7(6)に定める条件により算定した額を電力料金から減額する。

なお、超過停電電力量単価は、次の計算式で算定する。

$$\frac{\text{契約金額}(1\text{年間})}{120,000\text{kW}(2\text{台分}) \times 365\text{日} \times 24\text{時間}} \quad (\text{円/kWh})$$

9 地産地消

(1) 神奈川県内への電力供給

一般水力発電所が発電した電力については、神奈川県内への全量供給を原則とし、神奈川県内での地産地消を基本方針とする。

買受人は、この基本方針を踏まえ、需給運用、販売先の確保その他の合理的な措置を講じ、当該電力を神奈川県内の需要家又は需要場所に供給することに最大限の努力を行う。

なお、系統運用上の制約、需給調整その他のやむを得ない事情により、一時的又は部分的に神奈川県内への全量供給が達成できない場合があることを踏まえ、当該場合はその理由を企業庁に報告するとともに、全量供給の達成に向けた改善策を検討し、運用に反映させるものとする。

(2) 環境価値

買受人は、契約書第 27 条の規定に基づき企業庁から譲渡を受けた環境価値を神奈川県内の需要家又は需要場所に係る電力供給に関連する用途に充当することにより、神奈川県内で有効に活用する。具体的な取扱い方法については企業庁と協議のうえ定める。

この環境価値の活用にあたっては、電力の同時同量又は環境価値の個別トラッキングは求めないが、神奈川県内の脱炭素化への貢献内容が客観的に確認できる資料を提出すること。

なお、本契約締結時の制度では、城山発電所より供給する電力には環境価値は含まれない。

(3) 履行確認

履行確認は四半期に 1 度行う。確認方法は、買受人が作成する報告書によるが、報告の内容及び方法については企業庁と買受人の協議により決定する。

10 その他

(1) 一般送配電事業者との契約

買受人は本契約に当たり、一般送配電事業者との間で、電力受給期間開始までに以下に示すすべての契約を締結する。

ア 余力活用に関する契約

契約書第 19 条第 3 項の規定に基づき、現在の電力受給契約者と一般送配電事業者の当該契約に関するすべての権利義務を買受人が承継する。

イ 一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約（以下「託送供給契約」という。）

契約書第 14 条の規定に基づき、買受人の負担により締結する。

なお、現在の託送供給契約においては、付随して以下に示す契約を締結している。

(ア) 発電量調整供給契約（休止中の玄倉第 2 発電所を契約対象に含む）

(イ) 接続供給契約

(ウ) 予備送電サービス A（城山発電所のみ）

次により算出される費用が発生する。

・城山発電所所内負荷 1,705kW×託送供給等約款に基づく単価（円）

・城山発電所動力負荷 43,212kW×託送供給等約款に基づく単価（円）

(2) 城山発電所の停止予定

城山発電所の1・2号機は、本契約の電力受給期間の全期間において工事による停止を予定しているほか、3・4号機についても一部期間において工事による停止を予定している。買受人は、この停止期間中は発電所の運転ができないことに留意すること。

現在想定している停止日数及び停止時期を、別添2及び別添6に示す。ただし、工事進捗等により停止日数及び停止時期は変更することがある。

(3) 契約期間満了時等における引継事務

買受人は、本契約の電力受給期間満了又は契約解除があった場合には、次に企業庁と電力受給契約を締結する者に対して、余力活用に関する契約、託送供給契約等における名義変更等の必要な事務を遅滞なく行う。

(4) 契約期間満了時等における城山発電所の上池水位

本契約の電力受給期間満了時又は契約解除時の上池水位は、電力受給期間開始時以上の水位とする。

(5) 守秘義務

買受人が本業務上知り得た内容の取扱いは、契約書第31条の規定に基づく。

(6) インバランス対応

インバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担等）は、契約書第30条の規定に基づく。

(7) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画及び作業停止計画等の電力広域的運営推進機関への提出その他手続きすべては、買受人が行う。

(8) 発電側課金

託送供給契約に基づき一般送配電事業者が企業庁に請求するサービス料金（発電側課金）の取扱いは、契約書第24条の規定に基づく。

(9) 法令等の遵守

本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。

(10) 運用申合書の作成

本契約に関する運用については、企業庁と買受人との協議により決定し、運用申合書を作成する。

(11) 疑義の決定等

本仕様書の各条項に疑義が生じた際は、契約書第40条の規定に基づき決定する。

以上